

令和元年度第8回

東京都私立学校審議会（第792回）

令和2年1月21日（火）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和元年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

新年、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 2 年 1 月21日付、東京都知事名。

記、1、ルンビニー幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、葛飾区ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、すでに諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました、新たに諮問される案件 4 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く、議案第 1 号から議案第 4 号につきましては、各部会において了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、すでに諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、SANKO日本語学校綾瀬の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の三宅委員から、調査結果につきまして説明願います。

○三宅委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、SANKO日本語学校綾瀬の設置認可についてでございます。

令和元年12月24日に、平野委員、東京都私学部職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人三幸学園から、学校設置の目的、趣旨などについて説明を受け、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は、以上のとおりでございますが、設置者に対する要望を注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、当該学校法人が、収益事業として日本語学校を別に運営しており、この認可申請の学校の運営と峻別すること。

関係法令の遵守を徹底し、適正な学校運営及び教育活動を行うこと。

また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議し、出入国在留管理庁への確認等を適宜行うこと。

2つ目は、外国人留学生の生徒募集については、適切かつ計画的に行い、質のよい生徒の確保に努めること。

また、生徒管理についても適切かつ着実にを行い、安定した学校の経営及び運営を行うこと。

3つ目は、生徒の教育に責任をもって、学校の目指す教育を実現し、着実な教育成果を上げるためのふさわしいカリキュラムを編成し、その目的にかなう教育図書を含め、施設整備等の充実を図ること。

また、教育内容及び教育環境とともに、生徒の日本語能力の一層の向上に努め、学校として高い言語習得目標を掲げるなどして、卒業生の日本語能力を担保すること。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明いたします。
以上です。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、学校法人三幸学園から申請がありましたSANKO日本語学校綾瀬の設置認可でございます。

本案件は、平成30年11月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、各種学校の設置認可のご審議をお願いするものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本学は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、もって国際社会の発展に寄与する有益な職業人を日本国内・海外に多く輩出することを目的とする」でございます。

学校の名称及び位置は、要項2から3に記載のとおりです。

開設の時期は、令和2年10月1日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項5に記載のとおりです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は本多浩一氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項8に記載のとおり、第1部に、修業年限2年、入学定員15名の進学2年コース。修業年限1年6カ月、入学定員15名の進学1年6カ月コース。修業年限1年、入学定員10名の進学1年コース。

第2部に、修業年限2年、入学定員15名の進学2年コースを設置いたします。

合計の入学定員は55名、総定員は100名です。

主要教科名は、要項9に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項10から13に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してあります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

○友松委員 基本的なことで恐縮なのですが、学科名の「進学」とはどういう意味なのでしょう。

○議案担当者 こちらについては、大学・専門学校等に進学するということで、進学コースと

入っております。

○友松委員 この学校には、進学コース以外のコースはあるのですか。

○議案担当者 こちらには要項に記載のコースのみにございます。ほかの日本語学校においては、進学を目的としない一般コースを置いている学校もございますが、今回、ご審議をお願いする学校につきましては、進学コースのみの設置となります。

○友松委員 それならば、学校の目的の中に、進学云々の記載がないのはなぜなのでしょう。

○議案担当者 こちらにつきましては、進学コースを卒業しまして、大学であったり、専門学校に進んだ後の将来的なことを盛り込んでおりますので、このような書きぶりとしてございます。

○友松委員 できれば、今後、目的の記載を考えるとときに、より具体的に学校の目的がわかるご指導をされたほうがよろしいのではないかと思います。将来であれば、有益な日本人をつくるとか、人間をつくるとかでもいいかもしれませんが、この学校においては、進学コースしか設置してないわけですね。

○議案担当者 はい。

○友松委員 そのあたりにご配慮いただければと思います。

○議案担当者 かしこまりました。

○近藤会長 今後の検討ということでよろしいですか。

○友松委員 はい。

○近藤会長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第2号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、ルンビニー幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、ご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和2年4月1日といたします。

変更の理由でございますが「地域の需要に応えるため、収容定員を変更する」ものでござい

ます。

設置者は宗教法人題経寺。園長は早崎淳晃氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の6学級120名を6学級180名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問ありませんでしょうか。

それでは、議案第2号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

○加茂川委員 これに関して、質問を1点お願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○近藤会長 どうぞ。

○加茂川委員 2号議案については、今、会長がおっしゃられたように議決されて何ら問題はないと思っています。本件は、学則変更でも収容定員に係る学則変更であるがゆえに、この場で私学審議会の審議事項として議題になっているわけですが、それ以外の事項、例えば、保育料の値上げについては、届出事項ということで、都でいうと、多分、市区の行政窓口が受付になっているのだと思うのです。その状況について、情報提供をしていただきたいと思って質問をさせていただきます。

具体には、去年の10月から、皆さんご存知のように、幼児教育・保育の無償化がようやく実現しまして、皆さんが賛成なさったところだと思うのですが、去年の一部の報道で、これに伴う便乗値上げを問題視する報道があったと記憶しています。

それに端を発したのかどうか、私はわからないのですが、保護者から、理由のない保育料の値上げについて、相談や苦情が行政窓口寄せられているようにも聞いているのです。そういうことがあるものですから、今の状況にどういう対応を想定されていて、また、していて、現状、混乱があるのか、ないのかを質問したいということなのです。

ちょっと長くなって恐縮ですが、背景としては、もともと幼児教育・保育の無償化には、便乗値上げでないのもあるのですが、いわゆる便乗値上げの懸念があって、内閣内での関係省庁の議論ですとか、それから、子ども・子育て支援法案の国会の附帯決議の際にも議論になって、質の向上の伴わない理由のない保育料の値上げについては、これを抑制するよう、例えば附帯

決議ですと、関係団体に要請するのだということが事実としてございました。

そして、ご存知のように、幼稚園の全国団体も、各メンバーにそのことを伝えて協力要請をしていたと思うのです。

新聞報道もあったり、そういう背景もあってか、たしか行政側も、文部科学省や内閣府も、所轄庁に質の向上の伴わない理由のない値上げについては、必要に応じて指導・助言をするのだという通知、新聞で通知と言っているのは、実際は事務連絡でしたが、事務連絡をしています。

そうすると、そういうことを総合して考えると、窓口で、この幼児教育無償化に伴う保育料の値上げについて、行政が抑制指導をしてほしいという期待がひょっとしたらあるのかもしれませんが、その期待に行政が応えることもあり得るのかなと心配をしています。

私個人としては、これはあくまでも契約の問題ですから、私立学校・幼稚園と保護者が、保育料や保育サービスを勘案して契約をするかどうかの問題であって、行政が指導すべき内容ではないと思っています。

授業料や保育料を設定するのは、私学の自主性、経営判断を踏まえて私学の設置者が決定すべき、保護者が判断すべきことであって、事務連絡があるから難しいのですけれども、行政が保育料の抑制について指導・助言をすることに、余りかかわってはいけないのではないかという心配をしています。

私学の経営判断の尊重と、先ほど言いましたいわゆる便乗値上げにどのように対応するかという行政の対応の調整部分がどうなっているか、ちょっと心配をしているものですから、今現在、東京都下での窓口対応、市や区だと思うのですが、どのようになっているのか、どういう方向で対応しているのか、または混乱がないのかどうかを教えていただきたいと思って質問いたしました。

○近藤会長　いかがですか。

○事務局　保育料の変更に関してなのですけれども、先生のおっしゃるとおり、都の場合、事務処理特例条例で区市のほうが所轄庁になっているのですけれども、そちらの区市のほうに園則変更の届出を出す形になります。

その届出の際には、変更の理由などを確認することになっております。一方で、幼児教育・保育無償化については、多大なる公費が投入されることもあって、国民の関心もすごく高まっているようなところもあって、国のほうでは、質の向上を伴わない便乗値上げに対して、すぐ

く危惧していて、必要に応じて、所轄庁のほうで指導・助言をしてくださいと言われているようなところがございます。

行政窓口の対応としては、具体的には、保育料の値上げに際して、こういった理由で上げるのかとか、あとは保護者の方々等に対して、ちゃんと丁寧な説明を行っているのかというところを、各園に対して促していくような形になるかと思われます。

以上です。

○加茂川委員 確認ですが、行政窓口では、値上げの理由について、保護者にきちんと説明をするようにという働きかけをし、行政としても理由を聴取しているというのが、対応だということですね。

○事務局 はい。

○加茂川委員 わかりました。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○友松委員 幼稚園の代表として、ちょっと申し上げなければいけないのだろーと思いますけれども、国並びに都のほうからは、補助金の便乗値上げに対する抑制というか、しないようにというご指導並びに通知等は来ております。それは各園に行き渡っていると思います。

ですから、やたら便乗値上げをしているとは思われませんが、これは、いかんせん区市対応でございますので、都としては、ご指導は大変苦慮されるところだと思うのですが、実際、保護者に対する補助金については、区市がかなり上乗せをしてきた経緯があります。

便乗値上げとおっしゃいますけれども、区市によっては便乗値下げを大幅にしたところもあります。例えば入園料の補助金を、今まで支給をしていたのが、この際、一挙になくなったとか、それから、区市対応の上乗せ分が全くない区もあります。今まであったのに、そこがどこかに行ってしまったと。では、そのお金は、区の中でどこに行ったのですかということを聞きたいところもあります。

都内23区並びに市部においては、すべての区市がそれぞれの対応をしているので、恐らく都のほうで、それを取りまとめていくというか、指導していくのは大変困難な状況になっていると思います。

都としてはご厚意をいただきまして、一律1,800円の上乗せをしていただきましたので、そういうわかりやすい対応を区市がしていただければいいのに、区市はてんでんばらばらです。

ですから、入園料補助金が数万円出る区もまだ残っていますが、私に対応している八王子市などは、2万円の入園料補助金は全額カットになりました。

そういうようないろいろな対応がされているので、一概に便乗値上げと言われても、その園が所在している区市によって、園としては大変苦慮している。ましてや私立幼稚園なので、区市の境をまたいで子供たちが来ていますので、こっちの区の人負担金がこれぐらいで、こっちの区の人負担がこれぐらいと、全然違う負担を強いることになってしまいますので、そのあたりの調整は、ぜひ都でもご考慮いただきたい、ご指導いただきたいと思っています。

今年に関しましては本当にばらばらで、支払方法もばらばらですから、もう何が何だか私はわからない。先にくださる区市もあるし、後払いの区市もありますし、先ということは、お金をとってはいけないよという意味なのですけれども、そんなことをしていたら、今月の職員の給料を払うお金がないですから、1回いただいてから返しますとか、いろいろな対応をしなければならぬとかさまざまで、うちはそのために対応する事務職員を1人ふやしましたけれども、まだ、その対応などは全く考慮してくださっておられませんので、このあたりも苦しいところですよ。

区によっては、事務員の上乗せをするというところも聞いておりますけれども、ご質問の趣旨はよくわかるのですが、それにお答えをストレートにできるほど、まだ調査が進んでおりませんので、私どもは今、各区市にどういう対応をして、我々がどのように値上げをしたり、値下げをしたりというか、うちなどはゼロにしてしまったりしているところもあるのですけれども、今、調査中でございますので、もう少し時間をいただければと思っているところでございます。

○加茂川委員　ありがとうございます。

おっしゃられたように、自治体の対応も、それから、園の置かれている地域性もさまざまですから、一律の対応が非常に難しいと思うのです。

私の質問の趣旨は、行政が関与しすぎるな、一律に対応しすぎるなということにあるのです。もともと、授業料・保育料の設定は設置者が決めることで、それが高いから契約しないと思えば、保護者・消費者がその学校を見放すだけです。仮に授業料・保育料が高くても、そのサービス内容に満足すれば、保護者・消費者は契約をするのです。

それが原則なのに、この幼児教育・保育無償化に伴って、あたかも行政が保育料の設定について、何か物申せる、抑制できるとか、指導できるということに過度になってはいけないとい

う心配から、質問を申し上げたのでございまして、ご理解いただければと思います。

○近藤会長　ほかにございますか。

○私学行政課長　事務局から、事実関係だけを申し上げます。

今、無償化のタイミングでという話だったので、たまたま、先生方のご存知のとおり、消費税率が2%上がるタイミングと同時に開始されまして、これは幼稚園の規模によると思うのですが、やはりその調達といいますか、コスト増要因がふえる段階での無償化開始になっているという時期の問題もあります。

それから、友松委員がおっしゃったように、区市の上乗せの状況はさまざまで、今までもらえているものがもらえなくなってしまうと、やむなくというところもあったかと思います。したがって、そういったいろいろな状況の中で、東京都としても初年度納付金調査をやっておりまして、これは12月末に毎年度公表しているのですけれども、今回、平均すると例年よりも値上がり幅が大きかったという事実はあります。

ただ、その要因は、今申し上げたさまざまなコスト増要因だったり、各区市の状況だったり、を反映したものだ和我々は考えておりまして、所轄庁である区市からも、便乗値上げに当たるものはないということで確認はしております。

そういった状況ですとか、例年よりもいろいろなことを背景、要因にしながら、値上がり幅が平均としては大きかったということは、各園において、保護者の皆さんに、きちんとできるだけご負担をかけない範囲で、かつ、きちんとご説明をしていただきながら、でも、値上げは必要なのだという経営判断は、きちんと尊重されたのだろうとは思っております。報道発表の結果から、そんな状況が見てとれております。

○近藤会長　よろしいですか。

私は、意見を言うつもりはないのですけれども、委員がおっしゃったとおりで、授業料等々はどういう設定をするかというのは、各学校、法人が決めることであって、それはやはり実勢という意味において、経営権という意味においても、きちっと守らなければいけないところだろうなと思っています。

ですから、就学支援金については、我々最初に、11万8800円をいただいたときに、正直に言って、私は便乗値上げというよりは、私の学校のことで言えば、あのときは910万円以下は全部ですから、それが元に戻った形になりますけれども、保護者会で、皆さんは11万8800円、要するに、楽になるのだから、学校も非常に厳しい状態にあるので値上げしますよと宣言して値

上げをしましたから、誰からも文句が出なかったですよ。

要するに、お互いの了解事項で、内容です。教育の質とおっしゃいましたけれども、質と授業料との関係を考察するのは、ほとんど無理だと思うのです。例えば授業料を抑えて、人件費も抑えて、だけれども、いい教育を残している学校だってあるわけです。

でも、それが、授業料がある程度国から出るようになったら、やはり人件費もしっかりとっていかなければ、与えていかなければ、これからは続きませんからね。

そういう意味で、いわゆる質は変わらないけれども、人件費が上がるだけです。でも、そのほうが学校にとってはいいこともあるし、何が便乗かも含めてかなり難しいと思いますので、それぞれの学校でしっかり判断して、それぞれの学校にかかわる人たちに理解をされれば、僕は、世間一般的に上げることが便乗値上げだという言い方は当たらないのかなと思っています。

その範囲にしておきますけれども、よろしいですか。

ほかになければ、次に移らせていただきます。

次に、小中高校関係の案件でございます。議案第 3 号及び議案第 4 号は、中学校及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 3 号についてご説明いたします。

これは学校法人東京女子学園が設置しております東京女子学園中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項 1 から 3 までに記載のとおりです。

変更の理由ですが「個々の生徒に対してきめ細やかな教育を実践していくため、中学校の収容定員を減員する」ものです。

変更の時期は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項 6 をごらんください。

変更前の収容定員 600 名、1 学年 5 学級 200 名であるものを、変更後は 240 名減員し、収容定員 360 名、1 学年 4 学級 120 名にいたします。

また、この変更は、令和 2 年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項 7 及び 8 に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。

続いて、議案第4号についてご説明いたします。

これは学校法人東京女子学園が設置しております東京女子学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが「個々の生徒に対してきめ細やかな教育を実践していくため、高等学校の収容定員を減員する」ものです。

変更の時期は、令和2年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。

変更前の収容定員720名、1学年6学級240名であるものを、変更後は120名減員し、収容定員600名、1学年5学級200名にいたします。

また、この変更は、令和2年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第4号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第3号及び議案第4号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回、諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第5号は、専修学校の設置認可に係る計画承認でございます。

議案第5号は、第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、2月の開催日は19日水曜日を予定しております。会場は開催案内にて、改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時31分閉会